

盛岡市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年2月9日

盛岡市監査委員	工藤由春
同	菊池秀一
同	佐藤敬三
同	八木橋美紀

- | | |
|--------------|-----------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成28年11月25日付け28盛監第49号 |
| 2 対象部署及び事項 | 玉山総合事務所に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 28 年 11 月 25 日 付け 28 盛監第 49 号 で 提出 の あ っ た 定 期 監 査 の 結 果 の 報 告 に お け る 指 摘 事 項 に 基 づ き ， 次 の と お り 措 置 を 講 じ た の で 地 方 自 治 法 第 199 条 第 12 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す 。

記

1 指摘事項（課名等 玉山総合事務所総務課）

物品の部外貸出しに当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

物品の部外貸出しに当たり、決裁権者の決裁について適正に行われるよう、課内ミーティングを開催し、課員全員に徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

原因は、担当者が文書を起案する際に、専決区分の基準を誤解して適用したことによるものである。また、決裁時に、他の職員も専決区分の適用が誤っていることに気付かなかったものである。

課内ミーティングを開催し、専決事項について定められた規程を改めて確認した。

今後は、起案の際の専決事項確認の徹底と、決裁時のチェックを入念に行い再発を防止する。

平成 29 年 1 月 30 日

盛岡市監査委員 工藤 由春
盛岡市監査委員 菊池 秀一
盛岡市監査委員 佐藤 敬三
盛岡市監査委員 八木橋 美紀 様

盛岡市長 谷藤 裕明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 28 年 11 月 25 日付け 28 盛監第 49 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（玉山総合事務所建設課）

指摘事項 1

占用料の減免に当たり、決裁権者の決裁を得ず、かつ、減免申請書の提出を受けていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

指摘事項 2

業務委託契約に当たり、設計書の決裁を得ず、かつ、仕様書に定める書類の提出を受けていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

指摘事項 3

占用の廃止の許可に当たり、決裁権者の決裁を得ず、かつ、必要な書類の提出を受けていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

指摘事項 1

占用料の減免に当たり、適正な事務処理について課内研修会を開催し、課員に対し周知徹底した。

また、減免申請書の提出を受け、平成 29 年 1 月 23 日に決裁権者の決裁を得た。

指摘事項 2

業務委託契約に当たり、適正な事務処理について課内研修会を開催し、課員に対し周知徹底した。

また、平成 29 年 1 月中に決裁権者の決裁を得るとともに、仕様書に定める書類の提出を受け整備した。

指摘事項 3

占用の廃止の許可に当たり、適正な事務処理について課内研修会を開催し、課員に対し周知徹底した。

また、平成 29 年 1 月中に決裁権者の決裁を得るとともに、原状回復の工事の状況を記録した写真の提出を受け整備した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

指摘事項 1

原因は、盛岡市道路占用料徴収条例施行規則についての認識が不足していたものである。

今後は、関係例規等に基づく事務処理の適正化に努めるため、個々が業務の習熟度の向上に努めるとともにグループ（係）内での業務ミーティングを毎月定期的実施するほか業務の施行の際などに検討会を実施し、再発を防止する。

指摘事項 2

原因は、業務委託関係規程についての認識が不足していたものである。

今後は、関係例規等に基づく事務処理の適正化に努めるため、個々が業務の習熟度の向上に努めるとともにグループ（係）内での業務ミーティングを毎月定期的実施するほか業務の施行の際などに検討会を実施し、再発を防止する。

指摘事項 3

原因は、盛岡市道路占用料徴収条例施行規則についての認識が不足していたものである。

今後は、関係例規等に基づく事務処理の適正化に努めるため、個々が業務の習熟度の向上に努めるとともにグループ（係）内での業務ミーティングを毎月定期的実施するほか業務の施行の際などに検討会を実施し、再発を防止する。